

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：商工費 項：商工費 目：金融対策費

事業名 緊急経済対策信用保証料補給金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

商工労働部 商業・金融課 資金融資係 電話番号：058-272-1111 (内 3064)

E-mail：c11363@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 101,644 千円 (前年度予算額：89,031 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	89,031	0	0	0	0	0	0	0	89,031
要求額	101,644	0	0	0	0	0	0	0	101,644
決定額	101,644	0	0	0	0	0	0	0	101,644

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・県制度融資を利用する中小企業者の負担を軽減し、利用しやすい制度の維持を図る。

(2) 事業内容

- ・中小企業者が負担する信用保証料を岐阜県信用保証協会の基準保証料率より低い保証料率とし、保証料の差額を信用保証協会に補給する。

① 経済変動対策資金信用保証料補給金

業況の悪化している中小企業者の負担を軽減するため、県制度融資の現行保証料率よりさらに0.10%低い保証料率とし、差額を信用保証協会へ保証料補給する。

令和3年度に限り、運転資金の償還期間を7年から10年に拡充。

◇一般保証料率(企業負担率)

(補給前) 0.45~1.00% ⇒ (補給後) 0.35~0.90%

◇セーフティネット保証料率(企業負担率)

(補給前) 0.60% ⇒ (補給後) 0.50%

②セーフティネット保証信用保証料補給金

業況の悪化している中小企業者の負担を軽減するため、セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業者のうち、特定の資金(返済ゆったり資金、中小企業再生支援資金)について、信用保証料率を0.20%引下げることとし、差額を信用保証協会へ保証料補給する。

◇セーフティネット保証料率(企業負担率)
(補給前) 0.60% ⇒ (補給後) 0.40%

③創業支援資金信用保証料補給金

新たに起業チャレンジしたい女性・若者等創業希望者及び創業者を支援するため、創業支援資金について、県が信用保証協会に保証料を全額補給する。

◇一般保証料率(企業負担率)
(補給前) 0.45~1.00% ⇒ (補給後) 0.00%

◇創業関連保証等の保証料率(企業負担率)
(補給前) 0.70% ⇒ (補給後) 0.00%

◇創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」の保証料率(企業負担率)
(補給前) 0.25% 又は 0.45% ⇒ (補給後) 0.00%

④危機関連対応資金信用保証料補給金

大規模な経済危機、自然災害等により信用の収縮が生じている中小企業者の負担を軽減するため、危機関連保証の認定を受けた事業者が利用する危機関連対応資金の信用保証料率を0.20%引下げることとし、差額を県信用保証協会への保証料補給により対応する。

◇危機関連対応資金信用保証料率(企業負担率)
(補給前) 0.80% ⇒ (補給後) 0.60%

⑤事業承継支援資金信用保証料補給金

中小企業者の事業承継を支援するため、「事業承継特別保証」及び「経営承継借換関連保証」を利用した事業者のうち、経営者保証コーディネーターの確認を受けた事業者に限り、利用者の信用保証料率を一律0.20%まで引下げることとし、差額を県信用保証協会に対して保証料補給する。

◇事業承継支援資金信用保証料率(企業負担率)
(補給前) 0.20~1.15% ⇒ (補給後) 一律 0.20%

(3) 県負担・補助率の考え方

・新年度(30,001千円) 令和3年度新規保証分

①経済変動対策資金信用保証料補給金	5,500
②セーフティネット保証信用保証料補給金	1,167

③ 創業支援資金信用保証料補給金	15,667
④ 危機関連対応資金信用保証料補給金	4,000
⑤ 事業承継支援資金信用保証料補給金	3,667
・ 旧年度（71,643 千円） 平成 28～令和 2 年度新規保証分	
① 経済変動対策資金信用保証料補給金	7,441
② セーフティネット保証信用保証料補給金	4,026
③ 創業支援資金信用保証料補給金	56,481
④ 危機関連対応資金信用保証料補給金	195
⑤ 事業承継支援資金信用保証料補給金	3,500

(4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	101,644	県制度融資を利用した場合の信用保証料の追加補給
合計	101,644	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

制度融資運営においては、すべての都道府県で、預託、信用保証料補給、利子補給、損失補償など何らかの支援措置を実施している。

(2) 後年度の財政負担

当該年度新規保証分を 6 年に分割して支払う。

(令和 3 年度新規保証分)

令和 3 年度	30,001 千円	[令和 3 年度予算]
令和 4 年度	30,001 千円	} [債務負担 150,005 千円]
令和 5 年度	30,001 千円	
令和 6 年度	30,001 千円	
令和 7 年度	30,001 千円	
令和 8 年度	30,001 千円	

* 参考

・ 令和 3 年度の負担

- ① 新年度・・・令和 3 年度新規保証分
- ② 旧年度・・・平成 28～令和 2 年度新規保証分

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	緊急経済対策信用保証料補給金
補助事業者（団体）	岐阜県信用保証協会 （理由）上記協会は、信用保証協会法に基づき設立され、中小企業者等が金融機関から貸付等を受ける際に、その債務を保証することを主たる業務としている。
補助事業の概要	（目的）県制度融資を利用する中小企業者の負担を軽減し、利用しやすい制度の維持を図る。 （内容）中小企業者が負担する信用保証料を岐阜県信用保証協会の基準保証料率より低い保証料率とした通常分に加えて、特定の資金に追加補給する。
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）0.10～1.10% 別紙参照 （理由）信用保証負担の大きい層に厚くするという考え方にに基づき、一定料率以上の信用保証料を負担する利用者に対し、その一部を補助するもの。
補助効果	経営環境の厳しい中小企業者に対して県制度融資を利用する際の負担を軽減できる。
終期の設定	終期 令和3年度 （理由）県内の経済環境の変化や中小企業者のニーズに応じて見直しを図るため。

（事業目標）

<p>・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>厳しい経済環境の中、県制度融資を利用する中小企業者の負担を軽減し、利用しやすい制度の維持を図ることによって、中小企業者の資金調達の円滑化を図る。</p>

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H12年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
①岐阜県中小企業資金融資制度融資額	30,576,692千円	42,074,000千円	42,074,000千円

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	64,537千円	82,750千円	88,146千円	(予算額) 152,000千円	(要求額) 180,000千円
指標①目標	69,899,000千円	59,832,000千円	51,380,000千円	50,613,000千円	42,074,000千円
指標①実績	19,029,737千円	18,551,268千円	23,892,724千円	(推計値) 57,391,160千円	(推計値) 21,037,000千円

指標①達成率	27.2%	31.0%	46.5%	(推計値) 113.4%	(推計値) 50.0%
--------	-------	-------	-------	-----------------	----------------

(前年度の成果)

県制度融資にかかる利用者負担の軽減を図ることによって、県内中小企業者への金融円滑化に寄与した。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項
経済環境の変化に対応し、県内中小企業者の金融支援のためとなる制度の見直しを図る。

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い</p>	
(評価) ○	新型コロナウイルス感染症により、幅広い業種で、売上減少や資金繰り悪化など深刻な影響が生じている。また、米中貿易摩擦、原油価格動向や慢性化した人手不足も影響し、依然として先行き不透明な状況が継続しているため必要性は高い。
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価) ○	令和元年度における県制度融資の新規融資実績は、2,561件、239億円であり、資金調達にかかる負担を軽減することで、県内中小企業者の収益性向上に寄与できた。
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</p>	
(評価) ○	経済環境の変化に適宜対応して、制度を構築、見直している。

(事業の見直し検討)

新型コロナウイルス感染症及び消費税増税による影響等で、業況が悪化した中小企業者や新規開業者に対して資金調達にかかる負担軽減に寄与することができたと評価するため、翌年度も継続する。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止
(理由)
金融支援を行うことにより、県内中小企業者の経営活性化、安定化を図り、県経済の活性化を支援していく必要があるため。